

社援発 0331 第 43 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令等について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号。以下「整備法」という。）が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 128 号。以下「整備政令」という。）が別添 1 のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 55 号。以下「整備省令」という。）が別添 2 のとおりそれぞれ本日公布されたところである。

これにより、社会・援護局（社会部門）が所管する政令等が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることとなるが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市区町村等にその周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

1 整備政令について

整備法による関係法律の一部改正に伴う所要の整備等を図るほか、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議

決定。以下「見直し方針」という。)の内容を踏まえ、関係政令について所要の規定の整備を行ったものであること。

2 整備省令について

整備法による関係法律の一部改正及び整備政令による関係政令の一部改正に伴い、関係省令について所要の規定の整備を行ったものであること。

第2 主な改正の内容

社会・援護局（社会部門）所管の法令に係る整備政令及び整備省令による改正内容等は以下のとおりであること。

1 社会福祉法施行令等の一部改正（整備政令第11条及び整備省令第8条並びに第28条関係）

整備法による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により、社会福祉主事の養成機関及び講習会（以下「養成機関等」という。）の指定及び監督に係る事務権限が都道府県知事に移譲されることに伴い、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に養成機関等の指定基準に係る規定を追加する等所要の規定の整備を行うものとしたこと。

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部改正（整備政令第23条、第32条、整備省令第16条、第17条、第36条関係）

整備法による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「士士法」という。）の改正により、社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定及び監督に係る事務権限が都道府県知事に移譲されることに伴い、以下に掲げる事項のほか、所要の規定の整備を行うものとしたこと。

(1) 都道府県知事による報告に関する事項

社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録に係る事務は厚生労働大臣が行うため、受験資格の確認等において都道府県知事の指定を受けた養成施設の情報を適切に把握する必要があることから、都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、指定の変更の承認又は届出の受理をしたとき、養成施設の設置者から報告を受理したとき、又は養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法施行令第11条第4項、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第12条関係）

(2) 介護技術講習に関する事項

都道府県知事の指定を受けた養成施設の設置者が介護技術講習を実施する場合については、その講習課程等について、当該年度の開始前に都道府県知事に対して届け出るものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉

士法施行規則第 22 条、第 23 条の 2 条関係)

3 消費生活協同組合法施行規則の一部改正（整備省令第 3 条関係）

(1) 地方厚生局に委任される権限に係る規定の削除に関する事項

整備法による消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）の改正により、一都道府県を越え、一地方厚生局の管轄区域内で活動する組合に対する地方厚生局の事務・権限が主たる事務所の所在する都道府県知事の所管に移管されたことに伴い、地方厚生局長に委任される権限を列挙した消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第 1 号。以下「生協法施行規則」という。）第 255 条の規定を削除するものとしたこと。また、生協法施行規則第 255 条の規定が削除されることに伴い、所要の規定の整備を行うものとしたこと（生協法施行規則第 255 条、第 256 条、第 257 条及び第 258 条関係）。

(2) 消費生活協同組合等の定款変更に関する事項

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）が定款変更を行う場合は、原則、行政庁の認可を受けなければならないこととされているが（生協法第 40 条第 4 項）、「主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更」については、例外的に認可不要とされている（生協法施行規則第 159 条第 1 号）。

今般の改正により、主たる事務所の所在地の変更に伴い行政庁も変更される場合（一都道府県を越え、一地方厚生局の管轄区域内で活動する組合が、他府県に主たる事務所を転居させる場合）が発生しうることとなったが、このような場合に、行政庁が事前にその旨を把握できず、適切性も判断できないこととなるのは適当ではないため、行政庁の変更を伴う主たる事務所の所在地の変更については、原則に戻り、行政庁の認可を受けなければならないものとする。こと。（消費生活協同組合法施行規則第 159 条、第 255 条、第 256 条、第 257 条及び第 258 条関係）

(3) 共済事業に係る経理に関する事項

整備法による生協法の改正により、共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認権限についても、他の権限と同様、改正後の生協法第 97 条に規定する「行政庁」が有する権限とされ、地方厚生局長に委任された事務・権限が主たる事務所の所在する都道府県知事に移譲されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うものとする。こと。（消費生活協同組合法施行規則第 166 条、第 201 条、第 202 条及び第 203 条関係）

第 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

第 4 その他

事務の詳細について別途通知するなど、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、支援・情報提供を行うこととしている。

以上

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 128 号）

別添 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 55 号）